

新潟高教組

新型肺炎感染症関連速報 -関連業務の整理について-

2022年2月15日 全組合員配布・分会掲示

一義的には保健所が行う業務であるが、教職員の感染防止・健康管理を確保した上で対応するものとする

新潟県において、濃厚接触者の定義に該当した場合の対応や感染者が確認された事業者の対応が大きく変更されたことや学校での対応状況から、新型肺炎感染症対応にかかる業務についての整理として、2月10日に県教委より新教連へ以下の説明がありました。

新型コロナウイルス感染症対応にかかる業務についての整理

○1月の感染状況、保健所の対応状況、学校で実態として対応した状況を加味して整理した。

(基本的な方針)

「新型コロナウイルス感染症拡大防止及び予防にかかり、これまでの保健所等からの指示を踏まえ、生徒の生命と安全を守るため、学校の管理下においてやむをえず緊急に取り組む必要があるもの。」については対応をお願いしたい。

(留意事項)

- ・当該業務の必要の有無について、校長は県教育委員会と協議をすること
- ・防疫やPCR検査の補助は一義的には保健所が行う業務であり、勤務時間の内・外にかかわらず学校が行うべき業務ではないが、保健所の業務逼迫に伴いやむを得ず、当該業務を行う場合には、教職員の感染防止、及び健康管理を確保した上で対応するものとする
- ・時間外における当該業務は、連絡を要する生徒が多く、管理職で対応しきれない等、やむを得ない場合に限り、認めることとする。従って教職員に命ずる場合には、業務の必要性について十分検討すること

(具体例)

- ・生徒の名簿作成
- ・生徒、保護者への連絡、調整
- ・日常的に行うものではない学校の消毒
- ・PCR検査の補助 等

上記業務については「原則管理職対応」「本人同意で必要最小限」であることを確認しています。これまでも、「保健所等からの要請は管理職が従事する」「それに付随する業務について勤務時間外・週休日に教諭に勤務を命ずることはない」ことを県教委と確認を行っていましたが、学校現場より「濃厚接触者の候補者リストの作成、消毒作業、家庭への連絡等を教諭が行っている」、「週休日、時間外にも業務が及んでいる」との声が届いていることについて、現場実態の把握と業務整理についての考え方を追及してきました。今後についても上記留意事項が周知・徹底されるようやりとりを行っていくとともに、各分会において異なる実態があった場合については本部まで報告をお願いいたします。なお、上記内容については、今週行われる校長研修会(書面開催)で周知することを確認しています。また、2月中を目途に、時間外にかかった場合の特殊勤務手当の支給について提案がある予定です。

疑問な点等は本部までご連絡ください(025-265-4151)